

# 第25期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年1月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛媛県宇和島市鶴島町8-3  
宇和島市学習交流センター  
パフィオうわじま1Fホール

ご来場の際は、末尾の「第25期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。

ベルグアース株式会社

証券コード：1383

## 目的事項

### ● 報告事項

- 第25期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第25期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)計算書類報告の件

### ● 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

● 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# ごあいさつ



代表取締役社長

**山口 一彦**

## 経営理念

日本の農業の為になる、役に立つ会社になる事で、農業に革命を興します。ひいてはそれが人々の食と暮らしを豊かにします。

拝啓 時下、株主の皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

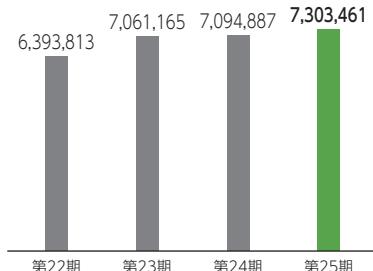
この第25期は、農業を取り巻く環境も大きく変化しており、個人経営から法人・大規模経営への移行、農地の集約、そして気象・市況・育成状況などのデータを活用した「スマート農業」や省力化技術の導入が加速する中で、生産現場には新たな対応が求められています。このような変革期を迎える農業界において、ベルグアースグループは、経営理念に基づき、安定した苗の供給と品質確保に努め、今後も、生産者の皆様の省力化・効率化支援とともに、新規就農者支援、そして、次世代を創るため持続可能な農業の実現に向けた取り組みを一層強化いたします。

株主の皆様におかれましては、こうした当社の方向性・挑戦に対し、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

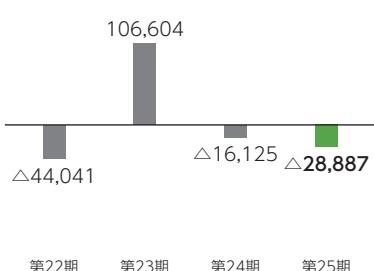
2026年1月

# 財務ハイライト

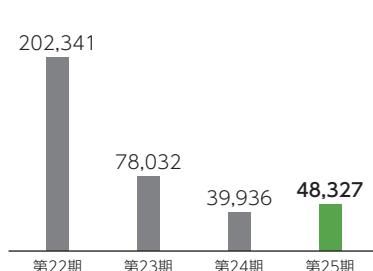
## ■ 売上高 (単位：千円)



## ■ 経常利益(△損失) (単位：千円)



## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



(発送日：2026年1月14日)  
(電子提供措置の開始日：2026年1月8日)  
愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1

**ベルグアース株式会社**  
代表取締役社長 山口一彦

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第25期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 当社ウェブサイト

<https://bergearth.co.jp/IR/library05.php>



### 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/1383/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してください。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)において、議案に対する賛否をご入力のうえ、**2026年1月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください**。なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

#### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2026年1月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付ください**。

敬 具

**1 日 時** 2026年1月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

**2 場 所** 愛媛県宇和島市鶴島町8-3 宇和島市学習交流センター パフィオうわじま 1Fホール  
(ご来場の際は、末尾の「第25期定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

**3 目的事項 報告事項** 1. 第25期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第25期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

---

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、2ページの「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・事業報告「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
  - ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、次の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年1月29日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時)

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年1月28日(水曜日)午後5時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年1月28日(水曜日)午後5時到着分まで

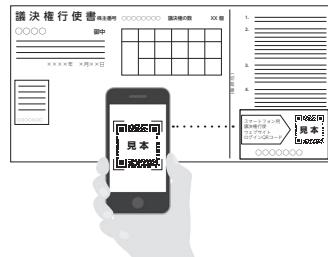
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

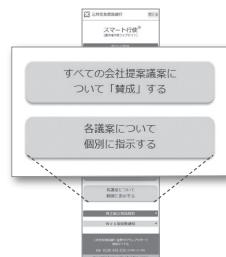
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果、インバウンド需要の堅調な推移を背景に、緩やかに回復基調を維持しております。一方で、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れに加え、米国の通商政策の動向や中国経済の先行き、ウクライナ紛争の長期化等の世界経済の影響が懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

我が国における農業界は、2025年11月に農林水産省が公表した2025年農林業センサスによると、全国の農林業経営体数は83万9千経営体となり100万を割り込みました。このうち個人経営体の基幹的農業従事者は102万1千人で、5年前と比べ34万2千人(25.1%)減少しており過去最大級の減少となりました。一方で、法人経営体は3万3千経営体となり、5年前と比べ2千経営体(7.9%)増加し、1経営体あたりの経営耕地面積は拡大しており、大規模経営への農地集約という構造転換も加速しております。今、農業界は「縮小」と「転換」が同時に進行しており、危機的な状況の中において、変革の時期を迎えております。

以上のことから、農業を取り巻く環境は不透明な部分があるものの、意欲のある大規模経営体により農地の集約が進み、気象状況や生育状況、市況情報などのデータを活用した農業を行う経営体が増加傾向にある中で、今後更に、農作業の効率化による新規就農者の就業やスマート農業技術・ドローン活用等の高度な先端技術の導入などが不可欠となり、生産者の構造改革と省力化技術の普及が進んでいくものと考えております。

当社グループにおきましては、「日本の農業の為になる、役に立つ会社になることで、農業に革命を興し、人々の食と暮らしを豊かにする」の経営理念に基づき、長期ビジョン(2033)において、3つの事業目標を定めております。

- 「確かな技術と製品で、持続可能な農業を実現し、日本の豊かな食と生活文化を支える企業となる」
- 「農業に関する様々な課題解決に取り組み、当社グループだから出来る成果を生み出す企業となる」
- 「当社グループ社員も含めた農業従事者が、夢と生きがいを持って働くことが出来る農業を実現する」

それぞれの事業目標を達成するため、経営品質の向上、苗事業の強化、高付加価値ビジネス(新商品・新技術開発)を推進してまいりました。

当連結会計年度におきましては、2025年3月に連結子会社のベルグ福島株式会社において、

新たに二次育苗を行う生産農場（鶴沢農場）が稼働を開始し、生産能力が拡大したことにより、受注拡大及び内製化に向けて取り組んでまいりました。

また、前連結会計年度に続き既存顧客に対しては、適切な価格への見直し及び価格交渉も進めながら、オリジナル製品を中心に新規開拓営業を強化してまいりました。一方で、原材料費やエネルギー費用等の値上げも続く中で、研究開発や新たな取り組みに対する人材確保などを積極的に行ってまいりました。

なお、ベルグ福島株式会社においては、育苗施設に対する補助金収入158,200千円、新規植物ワクチン及びワクチン接種苗の研究開発に対する補助金収入26,283千円を計上しております。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高7,303,461千円(前期比2.9%増)、営業損失32,624千円(前期は営業利益22,459千円)、経常損失28,887千円(前期は経常損失16,125千円)、親会社株主に帰属する当期純利益48,327千円(前期比21.0%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

#### (野菜苗・苗関連事業)

当事業部門におきましては、2025年3月に連結子会社のベルグ福島株式会社において、植物ワクチン研究所と併設する二次育苗を専門に行う生産農場が稼働を開始、関東以北の営業推進及び受注強化と植物ワクチン接種苗の安定的な生産拡大が可能となりました。また、前連結会計年度に続き適正な価格への見直しを行いながら既存顧客との価格交渉も進めてまいりました。

売上面につきましては、適切な価格へ見直しが進んだことに加え、青果物の価格が高値で推移した影響などにより、ホームセンターを中心とする春の家庭園芸需要の拡大、当社オリジナル規格のアースストレート苗（培地部分を生分解性の不織布で包み、そのまま定植ができる環境に優しい製品）の営業推進による売上増加、特に、スイカ苗につきましては、更に購入苗への切り替えが進み売上が拡大いたしました。

損益面につきましては、ベルグ福島株式会社の新設農場稼働に伴い、生産体制準備のための生産備品等の購入、新規雇用による労務費、減価償却費等が増加いたしました。また、原材料や電力費、重油等のエネルギー費用の値上げに加え、繁忙期に生産が集中する傾向が更に強まり、人員確保のための採用経費、派遣社員雇用の増加等により賃金単価のアップなど労務費も増加いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,380,056千円(前期比3.6%増)、セグメント利益(営業利益)449,461千円(前期比6.1%減)となりました。

#### (農業・園芸用タネ資材販売事業)

当事業部門におきましては、営業推進によりオリジナル培土や農薬などの売上が増加した一方で、前連結会計年度に計上していた生産設備・機器等の買い替え需要等による売上が減少したことにより、売上は減少いたしました。

損益面につきましては、事務効率改善等により人件費等が削減され、販売費及び一般管理費が減少したことにより利益は改善いたしました。今後も、関連会社の株式会社むさしのタネのP B品種の種子やオリジナル肥料等の営業推進を行うとともに、環境、労働者不足問題など生産者であるお客様が抱える様々な課題に対して、当社グループの強みを活かし、課題解決と収量・収益改善に繋がる商材や栽培方法を提案してまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高815,816千円(前期比0.9%減)、セグメント利益(営業利益)11,939千円(前期比14.5%増)となりました。

#### (小売事業)

当事業部門におきましては、春の家庭菜園時期に合わせた園芸フェアやワークショップの開催、また、地域の就労支援事業所と協力し、植物に囲まれた中で障害者の方のアート作品を展示するイベントを開催するなど、様々な取り組みを行ってまいりました。コロナ禍からの園芸ブームの終息や6月以降の猛暑日が続いたことにより屋外でのガーデニング等行う一般消費者が減少し、園芸雑貨や花卉類などの売上が減少する中で、野菜苗については、青果物の価格が高値で推移した影響などにより家庭菜園を始める一般消費者が増加したため売上が増加しました。

今後も、消費者ニーズや国内の食料事情を捉えた商品の提案とマーケティング活動を行いながら、SNS等を利用したイベントや商品等の情報発信、店舗の集客力向上に繋がる商品ラインアップとイベントの開催などを積極的に行い、売上拡大と収益力の改善に向けて取り組みながら、ベルグアースグループの野菜苗・苗関連事業に繋げてまいります。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高107,587千円(前期比7.0%減)、セグメント損失(営業損失)は12,677千円(前期はセグメント損失13,629千円)となりました。

## 事業別売上高

区分	前連結会計年度 (2024年10月期)		当連結会計年度 (2025年10月期)		前期比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
野菜苗・苗関連事業	6,155,618	86.8	6,380,056	87.3	224,438	3.6
農業・園芸用タネ資材販売事業	823,576	11.6	815,816	11.2	△7,759	△0.9
小売事業	115,693	1.6	107,587	1.5	△8,105	△7.0
合計	7,094,887	100.0	7,303,461	100.0	208,573	2.9

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は640,019千円であり、その主なものは、次のとおりであります。

### 当連結会計年度中に取得・完成した主要な設備

当社 松山本部事務所建設予定地の取得

茨城農場及び本社農場の生産用機械及び生産設備

ベルグ福島(株) 野菜苗・苗関連事業での二次育苗施設の新設

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関からの長期借入れにより525,000千円の調達を行いました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、野菜苗・苗関連事業の拡大を目的として、2025年9月18日開催の取締役会において、ピーエスピー株式会社の全株式を取得することを決議し、2025年10月31日をもって子会社といたしました。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (2024年10月期)	第25期(当期) (2025年10月期)
売上高(千円)	6,393,813	7,061,165	7,094,887	7,303,461
経常利益(△損失)(千円)	△44,041	106,604	△16,125	△28,887
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	202,341	78,032	39,936	48,327
1株当たり当期純利益(円)	142.42	50.86	25.00	30.22
総資産(千円)	6,074,440	5,672,245	5,677,521	6,058,767
純資産(千円)	1,667,454	2,082,324	2,120,334	2,174,388
1株当たり純資産(円)	1,131.74	1,273.11	1,293.88	1,322.13

### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第22期 (2022年10月期)	第23期 (2023年10月期)	第24期 (2024年10月期)	第25期(当期) (2025年10月期)
売上高(千円)	5,371,336	5,638,906	5,868,632	6,110,754
経常利益(△損失)(千円)	△39,109	64,400	△40,795	51,644
当期純利益(△損失)(千円)	101,047	29,572	△2,882	5,175
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	70.54	19.11	△1.79	3.21
総資産(千円)	4,882,379	4,787,940	4,688,452	4,962,838
純資産(千円)	1,502,431	1,864,760	1,848,878	1,854,776
1株当たり純資産(円)	1,038.54	1,158.11	1,148.25	1,149.75

## (6) 対処すべき課題

当社グループの2033年へ向けた中期経営計画3期目となる2026年10月期は、主力事業である苗事業におきまして、引き続き労務費やエネルギー価格等の物価上昇分を踏まえた適正価格への見直しを進めると共に、付加価値の高いオリジナル製品等の営業推進を行ってまいります。

また、新たに子会社となったピーエスピー株式会社との連携により野菜苗生産及び種子コート加工について全国拠点及び販売網を活かし規模拡大を目指します。更に、グループ内の組織及び業務体制を見直し原材料等の調達から販売までの一連の流れを強化することによりコスト削減及び収益確保に取り組み、将来へ向けた成長と事業展開に備えるため、人財・システム等の事業インフラの更なる強化と再構築を行いながら、事業基盤の拡大に向けて重要なキーとなる新規植物ワクチンの上市へ向け着実に進めてまいります。

当社グループは、4つの戦略「苗事業の更なる拡大と収益力強化」「苗事業を起点とした事業領域の拡大」「新製品・新技術の開発」「事業インフラ強化」を具体的に一つ一つ着実に実行することにより、苗質の安定化を図り、収益力の回復と経営基盤の強化に向けて努めてまいります。そして、苗事業から周辺事業へ深化させフードバリューチェーンを構築することで、経営理念である「日本の農業の為になる、役に立つ会社になる事で、農業に革命を興します。ひいてはそれが人々の食と暮らしを豊かにします。」を実現いたします。

## (7) 親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ベルグ福島株式会社	125,500千円	90.0%	野菜苗の生産、研究開発
ファンガーデン株式会社	98,000千円	34.9%	園芸用小売店舗の運営
伊予農産株式会社	15,000千円	100.0%	種子、農業資材等の仕入販売
ピーエスピー株式会社	20,000千円	100.0%	野菜苗の生産販売、種子のコート加工

(注) 2025年9月18日開催の取締役会において、ピーエスピー株式会社の全株式を取得することを決議し、2025年10月31日をもって子会社といたしました。

### ③ 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社むさしのタネ	35,000千円	30.0%	種子の育種及び販売、研究開発

**(8) 主要な事業内容** (2025年10月31日現在)

事 業 部 門	事 業 内 容
野菜苗・苗関連事業	當利農家向け野菜苗及び家庭園芸向け野菜苗の生産販売 貸し農園事業
農業・園芸用タネ資材販売事業	農業資材及び農産物等の仕入販売
小 売 事 業	園芸用小売店舗の運営

**(9) 主要な事業所及び農場** (2025年10月31日現在)

**① 当社**

名 称	所 在 地
本 社 ・ 本 社 農 場	愛媛県宇和島市津島町北灘甲88-1
長 野 横 堀 農 場	長野県東御市新張688-1
長 野 上 原 農 場	長野県東御市新張838-1
い わ て 花 卷 農 場	岩手県花巻市東和町百ノ沢7区166-1
茨 城 農 場	茨城県常陸大宮市上村田2003-2
松 山 農 場	愛媛県松山市南高井町1382-1

**② 子会社**

名 称	所 在 地
ベ ル グ 福 島 株 式 会 社	福島県伊達郡川俣町大字羽田曾利田10-1
ファンガーデン株式会社	愛媛県伊予郡松前町東古泉23-1
伊 予 農 产 株 式 会 社	愛媛県松山市鴨川1丁目8-5
ピーエスピード株式会社	山口県下関市豊浦町大字吉永526-1

(注) 2025年9月18日開催の取締役会において、ピーエスピード株式会社の全株式を取得することを決議し、2025年10月31日をもって子会社といたしました。

(10) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
405名	19名増

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
正社員	222名	3名増	36.4歳	8.9年
準社員	4名	1名増	45.3歳	6.9年
契約社員	10名	1名増	54.7歳	6.3年
パート社員	33名	4名減	50.2歳	8.7年
合計又は平均	269名	1名増	38.9歳	8.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び外国人技能実習生(58名)は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2025年10月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	866,216千円
株式会社伊予銀行	684,561千円
農林中央金庫	205,911千円
株式会社みずほ銀行	188,331千円
株式会社三菱UFJ銀行	153,352千円
株式会社三井住友銀行	135,000千円

(注) 2025年10月31日現在の借入残高が、100,000千円以上の金融機関を記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,613,580株 (自己株式377株を含む。)  
 (注) 当事業年度中において、譲渡制限付株式報酬としての新株式を発行し、発行済株式の総数は3,080株増加いたしました。  
 (3) 株主数 5,667名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山口一彦	163,400株	10.13%
アグリビジネス投資育成株式会社	113,600株	7.04%
松岡馨	70,025株	4.34%
株式会社伊予銀行	60,000株	3.72%
ベルグアース共栄会	53,900株	3.34%
OATアグリオ株式会社	50,000株	3.10%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	39,300株	2.44%
ベルグアース従業員持株会	28,870株	1.79%
株式会社高知前川種苗	25,600株	1.59%
山口眞由子	25,300株	1.57%

(注) 持株比率は、自己株式（377株）を控除して計算しております。

### （5）当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,100株	3名
社外取締役	100株	1名
監査役	－株	－名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、17ページの「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等の額②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が事業年度末に保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

#### (3) その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年10月31日現在)

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 口 一 彦	ベルグ福島株式会社 取締役 株式会社むさしのタネ 取締役
専 務 取 締 役	山 口 真由子	
常 務 取 締 役	小 谷 近 之	
取 締 役	宮 側 浩 一	株式会社伊予銀行 営業本部地場産業担当
取 締 役	野 田 修	ユーピーエルジャパン株式会社 相談役
常 勤 監 査 役	笹 山 誠 司	ベルグ福島株式会社 監査役 伊予農産株式会社 監査役 ファンガーデン株式会社 監査役
監 査 役	松 山 芳 寛	
監 査 役	小 島 泰 三	小島泰三税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役宮側浩一氏及び野田 修氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役笹山誠司氏及び小島泰三氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役笹山誠司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
4. 監査役小島泰三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

役 員 区 分	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 ( 千 円 )		支 給 人 員 (名)
		固 定 報 酉	株 式 報 酉	
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	59,560 (3,813)	57,000 (3,600)	2,560 (213)	6 (3)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	8,760 (6,960)	8,760 (6,960)	—	3 (2)
合 計	68,320	65,760	2,560	9

(注) 当事業年度において、社外役員が当社子会社等から受けた役員としての報酬等はありません。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、次のとおり決定しております。

2017年1月30日開催の第16期定時株主総会において、決議当時の取締役7名（うち社外取締役1名）の報酬額を年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）としております。なお、上記の取締役の報酬額とは別枠として、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会において、決議当時の取締役5名（うち社外取締役2名）の譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額25百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を8,000株としております。また、2007年1月26日開催の第6期定時株主総会において、決議当時の監査役1名の報酬額を年額20百万円以内としております。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内におきまして、取締役会から再一任を受けた代表取締役社長山口一彦が会社の業績、職責、貢献を評価し、役職、年齢、在位年数等を総合的に勘案した上、報酬額を決定しております。

なお、監査役の報酬額は株主総会で決議された報酬額の範囲内で監査役の協議により決定しております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項及び決定過程

当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程は、2025年1月30日開催の第24期定時株主総会後の取締役会において、株主総会の決議報酬額の範囲内で取締役の報酬額を決定することを代表取締役社長山口一彦に一任することを決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

また、当該時点の役員報酬等の内容の決定に関する方針に従い、取締役の個人別の報酬額は取締役会から一任された代表取締役社長山口一彦が、当社の全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価し、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において総合的に勘案して決定しており、取締役会においては、当社の役員報酬等の決定方針に整合していると判断しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びに管理職の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその業務遂行に起因して第三者から損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先につきましては、16ページの「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、宮側浩一氏の兼職先である株式会社伊予銀行より資金の借入等を行っております。

その他の兼職先につきましては、当社との間に重要な取引はありません。

#### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役が期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	宮 側 浩 一	2025年1月30日就任以降、当事業年度開催の取締役会17回中16回に出席し、出身分野である金融関係を通じて培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの向上・強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外取締役	野 田 修	当事業年度開催の取締役会21回中18回に出席し、出身分野である農業関係会社におけるCEOや商社で培った専門知識や豊富な経験に基づき、当社の企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの強化につながる有益な助言・提言を行っております。また、適宜質問、意見表明等の発言も積極的に行っており、社外取締役として期待された役割を適切に果たしております。
社外監査役	笹 山 誠 司	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、長年にわたり地方行政に携わった経験と培われた広い知識から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小 島 泰 三	当事業年度開催の取締役会21回中20回に出席し、当事業年度開催の監査役会12回中9回に出席し、税理士としての豊富な知識・経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合において、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,839,029</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,029,743</b>
現金及び預金	878,211	支払手形及び買掛金	532,244
受取手形	21,087	電子記録債務	81,188
売掛金	1,064,728	短期借入金	650,000
電子記録債権	395,528	1年内返済予定の長期借入金	320,560
商品及び製品	78,492	リース債務	9,474
仕掛品	95,004	未払金	205,976
原材料及び貯蔵品	217,157	前受金	605
その他	104,204	賞与引当金	63,290
貸倒引当金	△15,384	未払法人税等	56,407
<b>固定資産</b>	<b>3,219,737</b>	その他	109,996
<b>有形固定資産</b>	<b>2,922,273</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,854,635</b>
建物及び構築物	1,734,469	長期借入金	1,406,721
機械装置及び運搬具	171,224	リース債務	21,087
土地	952,966	繰延税金負債	175,421
その他	63,613	退職給付に係る負債	17,095
<b>無形固定資産</b>	<b>67,293</b>	資産除去債務	188,490
<b>投資その他の資産</b>	<b>230,170</b>	持分法適用に伴う負債	45,819
投資有価証券	36,338	<b>負債合計</b>	<b>3,884,379</b>
関係会社株式	19,213	<b>純資産の部</b>	<b>2,102,447</b>
保険積立金	137,182	<b>株主資本</b>	
その他	37,436	資本金	729,404
<b>資産合計</b>	<b>6,058,767</b>	資本剰余金	610,687
(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		利益剰余金	795,082
		自己株式	△32,726
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>13,430</b>
		その他有価証券評価差額金	13,430
		<b>非支配株主持分</b>	<b>58,510</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>2,174,388</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,058,767</b>

## 連結損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	7,303,461
売上原価	5,586,470
売上総利益	1,716,991
販売費及び一般管理費	1,749,616
営業損失 (△)	△32,624
営業外収益	
受取利息	1,135
受取配当金	1,148
受取手数料	9,829
受取補填金	8,397
補助金収入	7,963
その他	8,237
	36,713
営業外費用	
支払利息	16,381
持分法による投資損失	13,254
その他	3,340
	32,976
経常損失 (△)	△28,887
特別利益	
固定資産売却益	275
補助金収入	184,483
	184,758
特別損失	
固定資産除却損	676
関係会社株式評価損	3,509
	4,185
税金等調整前当期純利益	151,684
法人税、住民税及び事業税	67,087
法人税等調整額	31,346
	98,434
当期純利益	53,250
非支配株主に帰属する当期純利益	4,923
親会社株主に帰属する当期純利益	48,327

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	2,003,825	支払手形	1,805,639
受取手形	461,535	電子記録債務	6,075
電子記録債権	21,087	買掛金	368,010
売掛金	394,137	短期借入金	228,364
商品及び製品	839,757	1年内返済予定の長期借入金	550,000
仕掛品	5,637	リース債務	294,204
原材料及び貯蔵品	60,427	未払金	1,882
前払費用	172,177	未払費用	172,307
その他	20,474	未払法人税等	32,337
貸倒引当金	36,483	未払消費税等	49,940
	△7,892	前受金	31,408
<b>固定資産</b>	<b>2,959,013</b>	預り金	605
<b>有形固定資産</b>	<b>1,986,750</b>	賞与引当金	23,746
建物	615,643	その他	46,300
構築物	405,557		456
機械及び装置	80,807	<b>固定負債</b>	<b>1,302,423</b>
車両運搬具	10,466	長期借入金	1,047,247
工具、器具及び備品	25,230	リース債務	6,466
土地	849,046	資産除去債務	45,539
<b>無形固定資産</b>	<b>49,176</b>	繰延税金負債	53,188
借地権	43,017	債務保証損失引当金	145,819
商標権	248	関係会社事業損失引当金	4,163
ソフトウエア	5,489		
その他	421	<b>負債合計</b>	<b>3,108,062</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>923,085</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	34,518	<b>株主資本</b>	<b>1,841,687</b>
関係会社株式	763,427	資本金	729,404
出資金	80	資本剰余金	640,289
関係会社長期貸付金	70,000	資本準備金	640,289
長期前払費用	7,784	<b>利益剰余金</b>	<b>472,626</b>
保険積立金	111,292	その他利益剰余金	472,626
その他	74,254	固定資産圧縮積立金	183,354
貸倒引当金	△138,271	繰越利益剰余金	289,271
<b>資産合計</b>	<b>4,962,838</b>	<b>自己株式</b>	<b>△632</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>13,088</b>
		その他有価証券評価差額金	13,088
		<b>純資産合計</b>	<b>1,854,776</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,962,838</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2024年11月1日から2025年10月31日まで)

(単位 : 千円)

科目	金額
売上高	6,110,754
売上原価	4,684,489
売上総利益	1,426,265
販売費及び一般管理費	1,363,199
営業利益	63,065
<b>営業外収益</b>	
受取利息	539
受取配当金	1,038
受取手数料	835
補助金収入	7,963
受取補填金	7,284
その他	4,162
	21,824
<b>営業外費用</b>	
支払利息	14,969
貸倒引当金繰入額	15,000
関係会社事業損失引当金繰入額	2,143
債務保証損失引当金繰入額	698
その他	433
	33,245
<b>経常利益</b>	<b>51,644</b>
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	275
<b>特別損失</b>	
固定資産除却損	5
関係会社株式評価損	3,509
<b>税引前当期純利益</b>	<b>48,404</b>
法人税、住民税及び事業税	55,123
法人税等調整額	△11,893
<b>当期純利益</b>	<b>5,175</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

ベルグアース株式会社  
取締役会御中

#### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	越	公	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	修	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	直	輝

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベルグアース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年12月22日

ベルグアース株式会社  
取締役会御中

### えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 越 公 平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 辺 修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 直 輝

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベルグアース株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月23日

ベルグアース株式会社 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 笹山誠司㊞  
社外監査役 小島泰三㊞  
監査役 松山芳寛㊞

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第25期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 配当財産の割当てに関する事項及び

当社普通株式1株につき金 **10円**

#### その総額

総額 **16,132,030円**

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年1月30日

## 第2号議案

# 監査役1名選任の件

監査役松山芳寛氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
なかや かずとし <b>中谷 一利</b> (1961年3月28日)	1979年4月 三間町農業協同組合に入組 1997年4月 えひめ南農業協同組合 総務部人事課長 2006年4月 えひめ南農業協同組合 企画統制室コンプライアンス対策課長 2012年4月 えひめ南農業協同組合 監査室次長 2017年4月 えひめ南農業協同組合 三間町多機能基幹支所長 2021年3月 えひめ南農業協同組合を定年により退職 2021年4月 えひめ南農業協同組合 監査室 嘱託勤務（現任）	-株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 中谷一利氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 中谷一利氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたり農業協同組合において総務・人事、コンプライアンス、監査部門等の要職を歴任し、組織運営や内部統制に関する豊富な知識と実務経験を有しております。また、企画統制や監査室での勤務を通じて、法令遵守と健全な業務運営を確保する視点を培っており、当社の経営監視機能の強化に寄与するものと期待されます。さらに、現在も監査室嘱託として従事しており、最新の監査実務に関する知見も有していることから、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。  
4. 中谷一利氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、18ページの「事業報告 4.会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、中谷一利氏の監査役選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。

### 第3号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いなだつかさ 稻田 司 (1947年8月22日)	1967年4月 法務省入国管理局高松支局 入省 1998年11月 稲田司法書士事務所 設立（現任） 2006年5月 NPO法人「結の会」 理事長（現任） 2019年5月 愛媛県司法書士会 副会長	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 稲田 司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 稲田 司氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、司法書士として長年携わってきた企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
4. 稲田 司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間に監査役となった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、18ページの「事業報告 4.会社役員に関する事項 (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。なお、稻田 司氏の補欠監査役選任が承認され、選任期間に監査役となった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同程度の内容で更新を予定しております。

以上

## 第25期定時株主総会会場ご案内図

### 会場



愛媛県宇和島市鶴島町8-3

宇和島市学習交流センター パフィオうわじま1Fホール

### 交通



鉄道：JR宇和島駅より徒歩約3分

自動車：宇和島道路「宇和島朝日IC」より約4分



ご来場の際は、お間違えのないようにご注意ください。